

訪問看護ステーションあさがお 訪問看護（介護予防訪問看護） 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人赤枝会が開設する訪問看護ステーションあさがお（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師等（以下「看護職員等」という。）が、居宅事業にあつては要介護状態にある、また予防事業にあつては要支援状態（以下「要介護状態」という。）にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を提供することを目的とする。

（指定訪問看護事業の運営の方針）

第2条 事業所の訪問看護員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（指定介護予防訪問看護事業の運営の方針）

第3条 事業所の看護職員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、介護予防居宅介護支援事業者、他の介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションあさがお
- ② 所在地 横浜市旭区若葉台三丁目5番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)
事業の従業者の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- ② 看護職員等 4名以上(常勤3名以上・非常勤1名以上)
理学療法士 2名以上(非常勤2名以上)
看護職員等(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書等」という。)、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書等」という。)を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護職員等は、指定訪問看護等の提供にあたる。
- ③ 事務員 1名(常勤1名)
事業の事務全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- ① 営業日 : 月曜日から日曜日までとする。祝日も営業する。
ただし、12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 : 午前9時から午後5時30分とする。
- ④ 電話等により24時間連絡可能であり、対応できる体制とする。

(訪問看護等の内容)

第7条 訪問看護サービスの内容は、次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ ターミナルケア
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導

- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法廷代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 利用者の病状や状態等により、基本料金に加えたサービス提供が必要な場合は加算料金を徴収する。(『訪問看護料金表』参照)

3 指定訪問看護等を提供した場合の利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として支払いを受けるものとする。

- ① 死後の処置 20,000円(処置セット代金含む)
- ② 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
- ③ なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。(通常の事業の実施地域を超えた所から、片道分を1kmあたり100円)

4 指定訪問看護等の利用キャンセルの場合は前日までに連絡すること。訪問しからのキャンセル(不在等)は、1回分の利用者負担額を徴収する。ただし、利用者の病状の急変、入院の場合は除外とする。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行う。

6 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。

7 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供書を利用者に対して交付する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問看護員等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じると共に管理者に報告する。

2 また主治医との連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。ついてしかるべき処置をした後に、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、横浜市旭区と緑区とする。その他の訪問先については相談に応じる。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り組みに努める。

- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を守秘する義務を負い、職員でなくなった後も同様とする。

(苦情処理)

第13条 事業者は、提供した訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、常設の相談窓口及び担当者を設置する。

- ① 苦情については、迅速かつ適切に対応し解決に向けて調査実施改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- ② 苦情対応を記録に残すことにより情報を共有し、再発予防、サービス向上に努める。

(虐待の防止)

第14条 虐待が発生した場合には、市町村への通報の手続きを迅速かつ適切に行い、市町村等が行う調査に協力する。事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- ③ 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置くこと。
虐待防止責任者： 管理者 長内加納子

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。
- ② 身体拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- ③ 前号ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体拘束等の態様等を説明しなければならない。

(業務継続計画の策定)

第16条 当事業所は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、非常時の体制でも早期の業務再開を図るための計画を策定します。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画を見直しする。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとし、又、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 毎月1回
- 2 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人赤枝会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 29 年 10 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は平成 29 年 12 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は平成 30 年 3 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は平成 30 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は平成 30 年 9 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は平成 31 年 1 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は平成 31 年 3 月 2 日から一部改訂施行する。
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 1 年 7 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 1 年 10 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 2 年 6 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 2 年 7 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 2 年 8 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 3 年 2 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 3 年 6 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 3 年 6 月 23 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 3 年 8 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 3 年 9 月 2 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 4 年 2 月 4 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 4 年 7 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 4 年 10 月 15 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 6 年 9 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 7 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。
この規程は令和 7 年 12 月 19 日から一部改訂施行する
この規程は令和 8 年 4 月 1 日から一部改訂施行する

令和 8 年 4 月 改訂版